

姫路地域 循環型社会形成推進地域計画

姫 路 市

平成 25 年 1 月 7 日策定

平成 26 年 1 月 10 日変更

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	2
(1)	対象地域	2
(2)	計画期間	2
(3)	基本的な方向	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	4
(2)	生活排水処理の現状	5
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	6
(4)	生活排水処理の目標	8
3	施策の内容	9
(1)	発生抑制、再使用の推進	9
(2)	処理体制	16
(3)	処理施設等の整備	19
(4)	施設整備に関する計画支援事業	19
(5)	その他の施策	20
4	計画のフォローアップと事後評価	24
(1)	計画のフォローアップ	24
(2)	事後評価及び計画の見通し	24
5	添付資料（循環型社会形成推進地域計画）	26
	様式 1	27
	様式 2	30
	様式 3	31
	様式 4	33
	様式 5	34
	様式 6	35
	現有施設状況	36
	姫路市生活排水処理計画図	40

姫路地域 循環型社会形成推進地域計画

姫 路 市
平成 25 年 1 月 7 日策定
平成 26 年 1 月 10 日変更

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 姫路市
面 積 534.428 km²
人 口 544,253 人（平成 24 年 3 月末日現在）

姫路地域（姫路市）は兵庫県の南西部、瀬戸内海に面した播磨平野のほぼ中央に位置し、北は中国山地、南は瀬戸内海の群島部にかけて広がる播磨地域の中核都市である。古くから京阪神・中国・山陰を結ぶ交通の要衝として、播磨地域の政治・経済・文化の中心地として発展してきた。

市域は、平成 18 年 3 月の市町合併や公有水面埋立等により、現在では東西約 36km、南北約 56km、総面積は約 534 km²となっている。このうち、北部は豊かな森林丘陵地や田園地が広がるとともに、標高 700～900m級の山並みが連なっている。中南部は、JR姫路駅を中心に市街地が広がっており、山並みから離れた丘陵部が市街地内に点在している。

また、市川、夢前川、揖保川などの河川が南北に流れ、瀬戸内海には大小 40 余りの島が点在し、群島を形成している。

(2) 計画期間

本計画は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

姫路市（以下「本市」という。）においては、平成 21 年度からスタートした総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」に基づき、目指すべき都市像である「生きがいと魅力ある住みよい都市姫路」に向けて、環境局における基本目標である「自然豊かで快適な環境・利便都市」の下、「循環型社会の形成と環境の保全」を基本的政策として施策事業を展開している。

施策事業の展開に当たっては、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題の深刻化や少子高齢化に伴う人口減少社会の到来により、社会情勢が大きく変わろうとしている昨今において、焼却処理量を削減し温室効果ガス排出量を削減するとともに、エネルギーの有効利用の観点を取り入れた計画づくりがより一層求められている。

そのような中、姫路市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）には、我々の生活や経済活動から生じたごみをなるべく環境に影響を与えないようにして処理するだけでなく、循環型社会が目指している最終の姿である発生抑制を最優先として、天然資源の消費を抑制すること、また環境への負荷をできる限り低減する社会の実現を目指し、市民・事業者・市のパートナーシップの下に取り組むための行動指針としての役割が期待されている。

なお、本市における一般廃棄物の処理は、平成 18 年 3 月に家島町、夢前町、香寺町、安富町と合併した後も合併前の体系を引き継ぐことを原則としたことから、本市とともに一部事務組合を構成する周辺市町と互いに連携しながら実施してきたが、新たに「エコパークあぼし」が平成 22 年 4 月に稼動するとともに、「市川美化センター」を基幹改良したことにより、当分の間は安定的なごみ処理体制が確保できることとなった。

一方、減量化・資源化については、本計画に基づき、旧市域 13 種 15 分別、旧夢前町域、旧香寺町域及び旧安富町域 10 種 12 分別、旧家島町域 9 種 11 分別を積極的に推進しているところで、資源化率の向上とエネルギーの有効利用を図るものとしている。

また、河川等の水質を保全するため、生活排水処理基本計画に基づき下水道等の整備を進めている。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 23 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図-1 のとおりである。

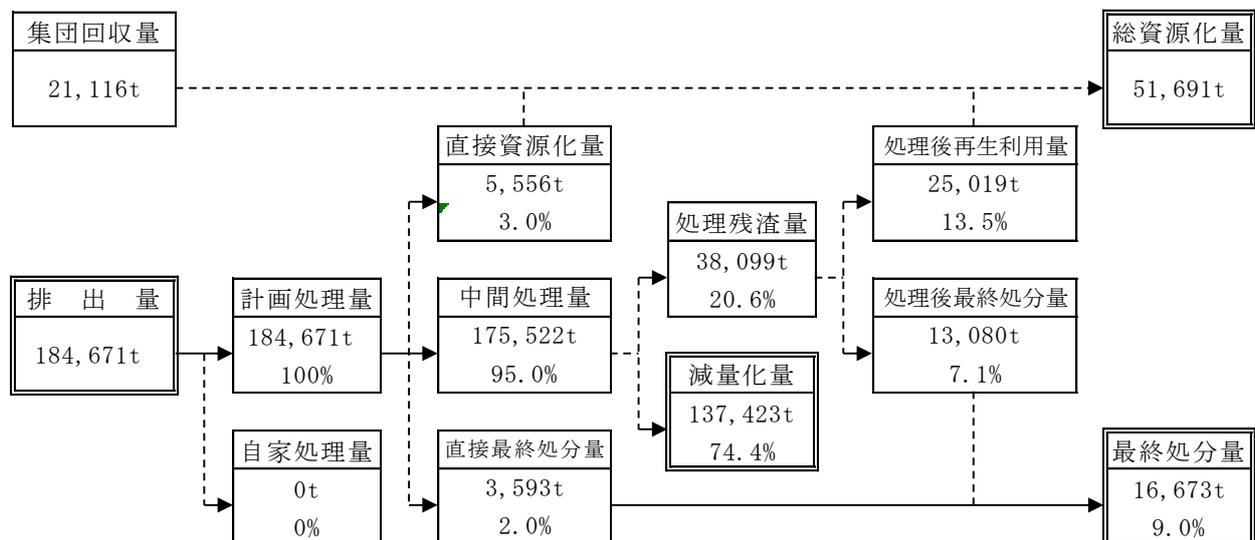
総排出量は、集団回収量も含め、205,787 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 51,691 トン、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (排出量+集団回収量))は 25.1%である。

中間処理による減量化量は 137,423 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 74%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約 9.0%に当たる 16,673 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 168,486 トンである(破砕処理等一次処理後物の焼却量を含む)。

「市川美化センター」では、ごみの燃焼によって発生する熱エネルギーを有効利用するため、ごみ発電(定格出力 1,200kW)を行い、施設内で消費する電力のほとんどをまかなっている。また、隣接する旧美化センター跡地に「市川ふれあい緑地」を整備し、電力供給(照明、滝の流水用ポンプ電力源)を行っている。

「エコパークあぼし」においても、ごみ発電(定格出力 10,500kW)を行い、施設内で消費する電力をまかなうとともに、余剰電力を施設外に売電している。また、隣接する「健康増進センター」では、余熱を利用した温水プール、温浴施設を設置し、共用開始予定である。



集団回収量=集団回収量(古紙類)+事業系資源物(許可業者による資源物収集量+店頭回収量)

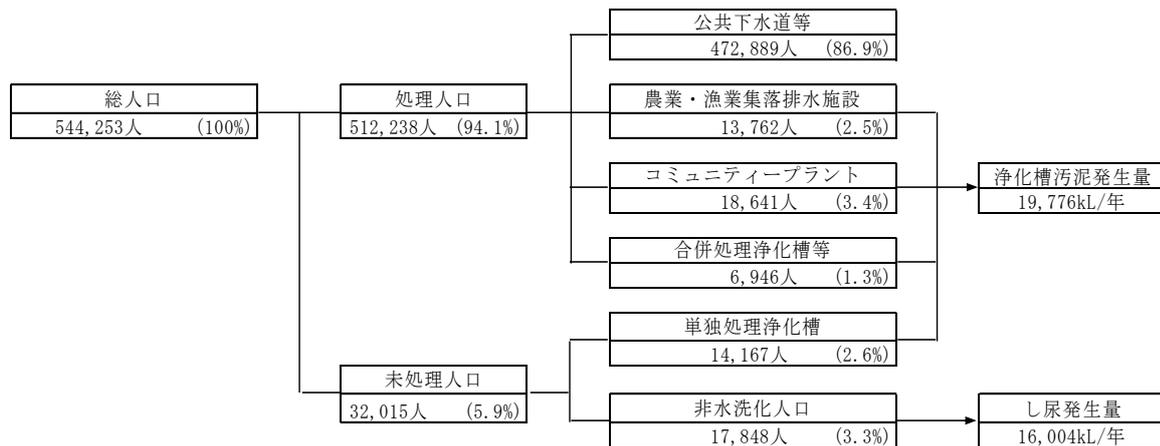
ごみ量及び割合は四捨五入した値であるため、合計が合わない場合がある。

図-1 一般廃棄物の処理状況フロー (平成 23 年度)

(2) 生活排水処理の現状

平成 23 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図－2 のとおりである。生活排水処理人口は全体で 544,253 人であり、水洗化人口は 512,238 人、汚水衛生処理率は 94.1% である。

し尿発生量は 16,004 kℓ/年、浄化槽汚泥発生量は 19,776 kℓ/年であり、処理・処分量は 35,780 kℓ/年である。



図－2 生活排水処理フロー（平成 23 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、各種施策の推進に努める。

また、目標量については表-1のとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 ^{※1}) (平成23年度)		目 標 (割合 ^{※1}) (平成30年度)		
排 出 量	事業系 総排出量	65,612 トン		60,036 トン (-8.5%)		
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.35 トン/事業所		2.05 トン/事業所 (-12.8%)		
	家庭系 総排出量	114,504 トン		101,705 トン (-11.2%)		
	1人当たりの排出量 ^{※3}	187 kg/人		175 kg/人 (-6.4%)		
	公共系 まち美化ごみ排出量 ^{※4}	4,555 トン		4,387 トン (-3.7%)		
合 計	事業系家庭系排出量合計		184,671 トン		166,128 トン (-10.0%)	
再生利用量	集団回収量 ^{※5}	21,116 トン	10.3%	21,464 トン	(11.4%)	
	直接資源化量	5,556 トン	2.7%	4,197 トン	(2.2%)	
	処理後再生利用量	25,019 トン	12.2%	22,689 トン	(12.1%)	
	総資源化量(合計)	51,691 トン	25.1%	48,350 トン	(25.8%)	
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)		48,417 MWh	49,787 MWh		
減量化量	中間処理による減量化量		137,423 トン	74.4%	125,676 トン (75.7%)	
最終処分量	埋立最終処分量		16,673 トン	9.0%	13,566 トン (8.2%)	

※1 排出量は現状に対する割合、再生利用量は排出量に集団回収量を加えた量に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

※4 まち美化ごみは、市民の清掃活動により排出されるごみで、河川、溝などの泥、土砂、草など

※5 集団回収量 = 集団回収量(古紙類) + 事業系資源物(許可業者による資源物収集量 + 店頭回収量)

注)ごみ量及び割合は四捨五入した値であるため、合計が合わない場合がある。

《指標の定義》

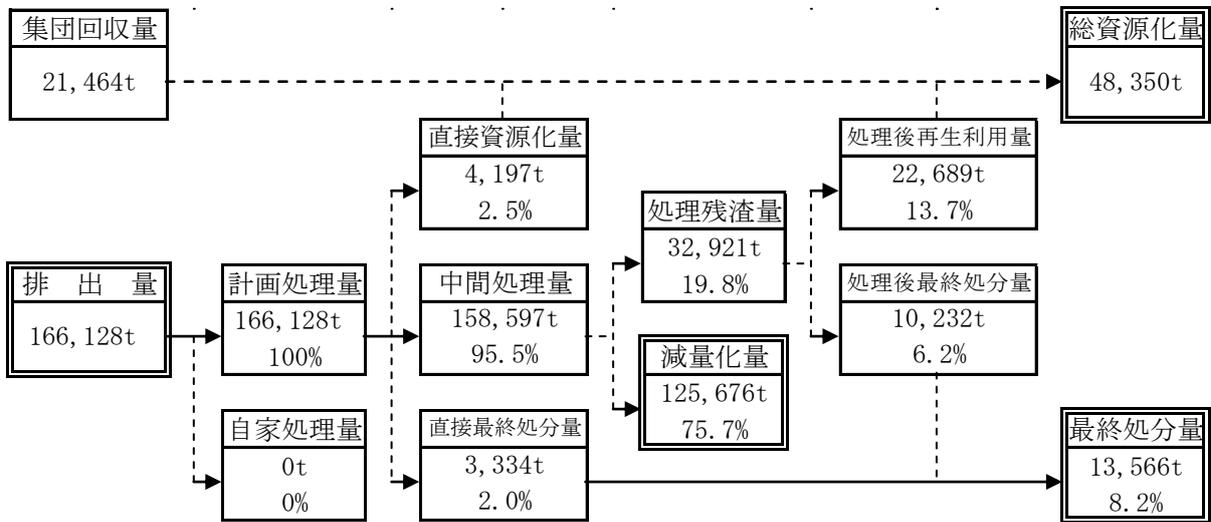
排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残渣量の差[単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量[単位: トン]



集団回収量 = 集団回収量(古紙類) + 事業系資源物(許可業者による資源物収集量 + 店頭回収量)

ごみ量及び割合は四捨五入した値であるため、合計が合わない場合がある。

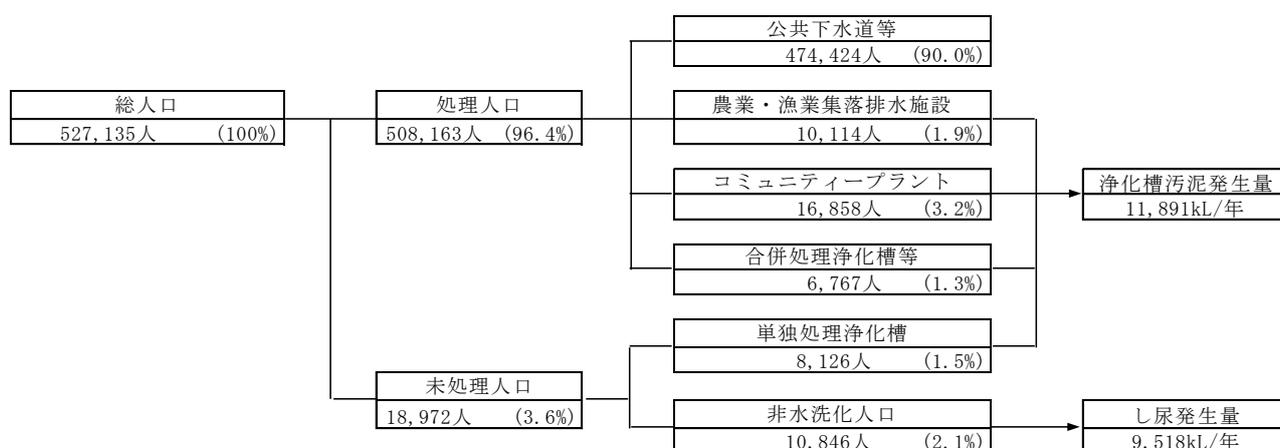
図-3 目標達成時(平成30年度)の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表－２に掲げる目標のとおり、整備を進めていくものとする。

表－２ 生活排水処理に関する現状と目標

		平成 23 年度実績	平成 30 年度目標
処理形態別人口	公共下水道等	472,889 人 (86.9%)	474,424 人 (90.0%)
	農業・漁業集落排水施設	13,762 人 (2.5%)	10,114 人 (1.9%)
	コミュニティプラント	18,641 人 (3.4%)	16,858 人 (3.2%)
	合併処理浄化槽等	6,946 人 (1.3%)	6,767 人 (1.3%)
	未処理人口	32,015 人 (5.9%)	18,972 人 (3.6%)
合 計		544,253 人	527,135 人
し尿・汚泥の量	くみ取りし尿量	16,004 キロリットル	9,518 キロリットル
	浄化槽汚泥量	19,776 キロリットル	11,891 キロリットル
	合 計	35,780 キロリットル	21,409 キロリットル

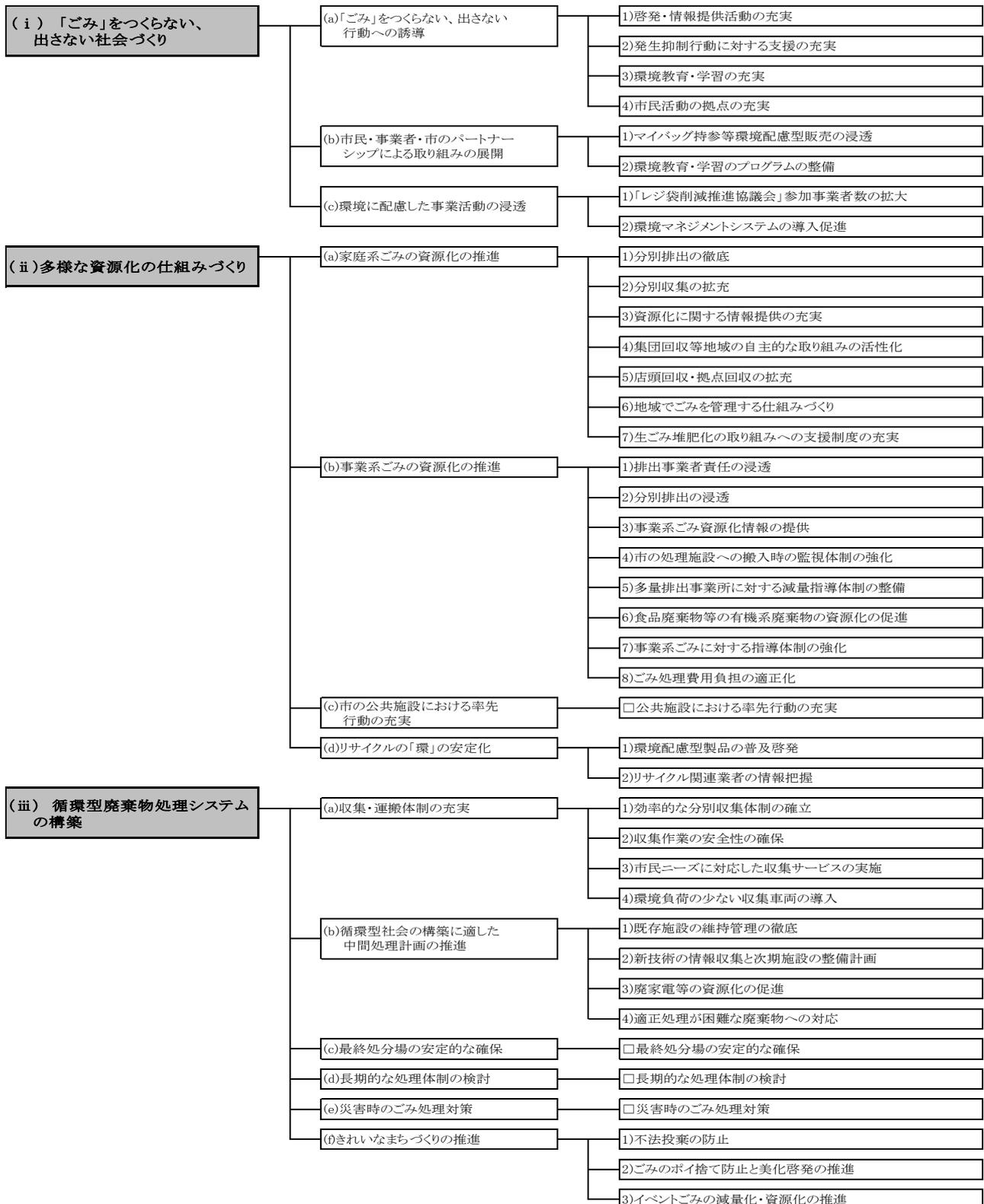


図－４ 生活排水処理フロー（平成 30 年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

(ア) ごみに関する施策



図－5 ごみに関する施策一覧

ごみに関する施策の体系は図－５のとおりである。この内、発生抑制、再使用の推進に関するものは次のとおりである。(以下タイトル番号は、図－５と整合させている。)

- (i) 「ごみ」をつくらない、出さない社会づくり
- (a) 「ごみ」をつくらない、出さない行動への誘導

基本施策	施策の内容
1)啓発・情報提供活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ひめじ、ホームページ、啓発用パンフレット等により、ごみをつくらない、出さないための情報発信・提供を充実します。 ・市政出前講座を継続するとともに、市民ニーズを把握し、講座メニューを拡充していきます。 ・「ひめじ環境フェスティバル」等の開催により、ごみ処理に対する市民の関心を高めるほか、ごみをつくらない、出さないための行動実践を呼びかけていきます。
2)発生抑制行動に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「レジ袋削減推進協議会」参加事業者の取り組みに関する情報発信・提供を充実します。 ・「レジ袋削減推進協議会」参加事業者の取り組みを通じ、マイバッグの持参等の家庭でできる発生抑制の方法とそれによるごみの減量効果を分かりやすく市民に伝えます。 ・「網干環境楽習センター」におけるNPO法人による紙すき等のリサイクル工房、エコクッキング等の講習会の開催を充実します。
3)環境教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と連携し、小学校3・4年生向けの社会科副読本「くらしとごみ」の内容を充実します。 ・教育委員会と連携し、小学校5年生向けの「環境学習用ノート」を作成するとともに、小学校に職員を講師として派遣します。 ・市民、事業者、各種団体等と連携し、市内の環境資源を活用した環境教育・学習プログラムの整備を検討していきます。 《本掲》
4)市民活動の拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「網干環境楽習センター」が市民のごみの減量化・資源化の活動拠点として活用されるようNPO法人と連携し、施設運営を充実します。

(b) 市民・事業者・市のパートナーシップによる取り組みの展開

基本施策	施策の内容
1) マイバッグ持参等環境配慮型販売の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイバックの持参率（レジ袋辞退率）の向上に向けて、レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定締結の拡大に努めます。 ・ 姫路市消費者協会や「レジ袋削減推進協議会」参加事業者と連携し、レジ袋削減の必要性やマイバッグの持参等を呼びかけていきます。 ・ レジ袋の削減以外にも、市民、事業者とのパートナーシップにより、簡易包装等の環境配慮型販売の浸透を目指していきます。
2) 環境教育・学習プログラムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育・学習を充実するため、市民、事業者、各種団体等と連携し、市内の環境資源を活用した環境教育・学習プログラムの整備を検討していきます。《再掲》
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内にある民間の環境関連施設等と一体となったエコツアーの実施を検討する中で、ごみ処理施設や余熱利用施設等の見学を企画します。

(c) 環境に配慮した事業活動の浸透

基本施策	施策の内容
1) 「レジ袋削減推進協議会」参加事業者数の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「レジ袋削減推進協議会」参加事業者の取り組みに関する情報発信・提供を充実することにより、参加事業者数を拡大させていきます。
2) 環境マネジメントシステムの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ I S O 1 4 0 0 1 など認証取得を目指す事業者への支援を実施します。

(ii) 多様な資源化の仕組みづくり

(a) 家庭系ごみの資源化の推進

基本施策	施策の内容
1) 分別排出の徹底	<ul style="list-style-type: none">・細分化した分別収集区分について、高齢者や外国人等を含め、市民に分かりやすく、見やすい分別カレンダー、手引きの作成等に努めます。・分別排出の徹底等に関する啓発用チラシの定期的な配布等により、市民への啓発を繰り返し実施します。・啓発用パンフレットの配布や市政出前講座の実施により、分別収集の方法、分別排出後の人手による選別や再生資源の用途、資源の枯渇や温室効果ガスの削減への貢献等を説明し、分別排出の徹底に向けて市民を誘導します。
2) 分別収集の拡充	<ul style="list-style-type: none">・原則として現在の分別収集区分を維持することとしますが、市民ニーズの把握に努め、必要に応じて、分別収集区分の変更・追加や既存の区分の収集頻度の見直しを行います。・分別収集区分の細分化により相当面積の粗大ごみステーションの確保が必要とされていることから、周辺市町で拡大しつつある有料での戸別収集の導入を早期に検討します。
3) 資源化に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">・「レジ袋削減推進協議会」参加事業者、店頭回収実施店舗等をはじめ、資源化に関する情報提供を充実します。
4) 集団回収等地域の自主的な取り組みの活性化	<ul style="list-style-type: none">・資源化物の集団回収を実施していない自治会等の団体に対し実施に向けた働きかけを行い、集団回収の活性化を図ります。・集団回収を実施する団体への奨励金の交付制度について、他都市の状況等を参考に、より良い制度を検討します。・自治会や地区単位での資源化の取り組みへの支援策等を検討します。
5) 店頭回収・拠点回収の拡充	<ul style="list-style-type: none">・スーパー等の店頭におけるペットボトル、紙パック、空かん類等の回収実態を把握し、その拡充のための方策を検討します。・公共施設における拠点回収の実施を検討するなど、多様な資源化の仕組みづくりに努めます。
6) 地域でごみを管理する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">・粗大ごみステーションにおいて地域住民同士で分別を教え合ったり、資源化物の整理を当番で行うなどのルールが定着していますが、更に地域でごみを管理していく仕組みづくりを働きかけます。
7) 生ごみ堆肥化の取り組みへの支援制度の充実	<ul style="list-style-type: none">・家庭用電動式生ごみ処理機購入費助成金交付制度を今後とも継続するとともに、内容の拡充を検討します。

(b) 事業系ごみの資源化の推進

基本施策	施策の内容
1) 排出事業者責任の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動から排出されたごみの処理や資源化の責任は排出事業者にあり、家庭ごみステーションに排出できないことの認識を高めるため、啓発用パンフレットを作成するほか、指導の強化に努めます。 ・ 姫路商工会議所等の各種団体と連携し、事業活動から排出されたごみの処理や資源化の責任が排出事業者にあることを呼びかけます。
2) 分別排出の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理業許可業者を通じて、分別排出の徹底を図ります。 ・ 啓発用パンフレットの作成等により、分別排出を事業者に呼びかけます。
3) 事業系ごみ資源化情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 姫路商工会議所等の各種団体と連携して、事業系ごみの資源化に関する情報提供に努めます。 ・ 資源回収業者や機密文書リサイクル業者等に関する情報を把握し、事業者へ情報提供します。
4) 市の処理施設への搬入時の監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の処理施設へ搬入されるごみの搬入時の監視・検査体制を強化し、古紙類等の資源化物や適正処理が困難な廃棄物等の搬入を防止します。
5) 多量排出事業所に対する減量指導体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理計画を作成している多量排出事業者や環境保全協定を締結している事業者等における減量化への取り組み状況を把握し、その取り組みの促進に向けた方策を検討します。 ・ 多量排出事業所への資源化・減量化に関する指導や立入検査を行う市組織体制の整備について検討します。
6) 食品廃棄物等の有機系廃棄物の資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者の食品廃棄物の減量への取り組みが進むよう、処理システムの構築に努めます。 ・ 公園や街路の剪定枝の資源化や学校給食残渣の資源化等に引き続き取り組みます。 ・ 「環境と共生するまちづくりプロジェクト」において、有機系廃棄物の資源化やバイオマスエネルギーの利用方法の調査研究を進めるとともに、地産地消と地産地消のネットワークづくりやバイオマス支援制度を検討します。
7) 事業系ごみに対する指導体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系ごみの減量化・資源化、適正処理等の指導を産業廃棄物と合わせ一元化して実施できるよう市組織体制の見直しを検討します。
8) ごみ処理費用負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理原価に対応した処理費用を徴収できるよう、段階的にごみ処理手数料の見直しを検討します。

(c) 市の公共施設における率先行動の充実

基本施策	施策の内容
□公共施設における率先行動の充実	<ul style="list-style-type: none">・環境マネジメントシステムや環境アクションに基づき、公共施設におけるごみの減量化・資源化に努めます。・市職員は日頃から公共施設におけるごみの減量化・資源化意識の高揚に努めます。・環境配慮型製品の購入（グリーン購入）を推進します。

(d) リサイクルの「環」の安定化

基本施策	施策の内容
1) 環境配慮型製品の普及啓発	・環境配慮型製品の購入促進のため、環境配慮型製品に関する情報を提供するとともに、市民、事業者等へ普及啓発を行います。
2) リサイクル関連業者の情報把握	・将来にわたり資源化を継続的に推進するため、リサイクル業者、一般廃棄物処理業許可業者、資源化に取り組んでいる事業者、再生製品の生産やリサイクル技術の開発に取り組んでいる事業者等に関する情報の把握に努めます。

(イ) 生活排水に関する施策

(i) 下水道整備の推進

下水道事業認可区域については、土地区画整理事業地や整備困難地区等の一部地域を除き、概ね整備を完了している。未整備地区については、各々の状況に合わせ順次整備を進める。

(ii) 下水道への速やかな接続

公共下水道実処理区域において未接続の家庭等については、早期に下水道へ接続するよう啓発を行なう。また、法令等に定める義務期間を経過した世帯に対する指導の強化に引き続き取り組む。

(iii) 生活排水処理施設の統合

コミュニティ・プラント、集落排水処理施設について、中長期的に下水道への接続を着実に実施する。また、将来的には一部の合併浄化槽区域も統合し、効率的な処理を推進する。

(iv) し尿・浄化槽汚泥の処理

し尿のくみ取りについては、直営又は委託収集で対応する。また、浄化槽汚泥についても、引き続き許可業者による清掃・点検、汚泥引き抜き等を実施する。

し尿処理施設については、平成 28 年度からの供用開始に向けて、市川衛生センターと中部衛生センターの統合を着実に進める。また、家島衛生センターの効率的な運営についても検討する。

(v) 合併処理浄化槽の普及促進

市街化調整区域のうち、公共下水道、集落排水、コミュニティ・プラント、集合合併処理浄化槽処理区域を除く地域については、「合併処理浄化槽設置助成事業」等を活用して、合併処理浄化槽の普及促進を行う。

(vi) 浄化槽の適正な維持管理の徹底

浄化槽設置世帯等に対して、管理監督体制を整備し適正管理指導を強化するとともに、浄化槽清掃許可業者の技術水準の向上を促し、浄化槽からの放流水による公共用水域の汚濁防止に努める。

(vii) 河川等の水質改善

河川・水路等の水質改善を図るため、リーフレット、広報、ホームページ等で、水質の現状について情報提供するとともに、家庭や事業所等のできる生活雑排水対策についての啓発活動や環境学習を拡充する。

(2) 処理体制

(ア) 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表－３のとおりである。原則として現在の分別収集区分を維持することとし、市民ニーズの把握に努め、必要に応じて、分別収集区分の変更・追加や既存の区分の収集頻度の見直しを行なっていく。また、ごみの処理について、エコパークあぼし、市川美化センターでは、維持管理の徹底と適切な運転により、適正かつ安定的なごみ処理に努める。

(イ) 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在、自己搬入、許可業者持込による事業系一般廃棄物の受け入れを行なっている。事業活動から排出されたごみの処理や資源化の責任は排出事業者であり、家庭ごみステーションに排出できないことの認識を高めるため、啓発用パンフレットを作成するほか、指導の強化に努め、排出事業者責任の浸透を行なっていく。また、一般廃棄物処理業許可業者を通じて、分別排出の徹底を図り、啓発用パンフレットの作成等により、分別排出を事業者呼びかける。

(ウ) 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、姫路市の所有する施設においては、産業廃棄物の処理の内、木くず、紙くず、繊維くずが処理可能であるが、その実績はほとんどない。

(エ) 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については引き続き下水道等の整備を進めていく。また、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水施設からの汚泥を含む）については、新たに整備する汚泥再生処理センターにおいて、し尿、浄化槽汚泥の効率的な処理を行い、汚泥等を助燃剤として活用して行く。

(オ) 今後の処理体制の要点

- ◇ 収集・運搬体制の充実
- ◇ 循環型社会の構築に適した中間処理計画の推進
- ◇ 最終処分場の安定的な確保
- ◇ 長期的な処理体制の検討
- ◇ 災害時のごみ処理対策
- ◇ 新たに整備する汚泥再生処理センターにおいて、し尿、浄化槽汚泥の効率的な処理を行い、汚泥等を助燃剤として活用

表3 姫路市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 (H23年)			今後 (H30年)										
姫路市													
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等								
可燃ごみ	焼却 溶融 発電	市川美化センター エコパークあぼし 家島美化センター くれさかクリンセンター 宍粟環境美化センター	可燃ごみ	焼却・溶融・ 発電	[溶融スラグ及び溶融 メタル] 民間資源化 [飛灰処理物等] 大阪湾フェニックス センター								
						90,731	86,730						
						粗大ごみ	リサイクル	木製品類 金属複合製品類 プラスチック複合製品類 ふとん・ジュエリー類 ガラス・陶磁器類 乾電池 大型ごみ	破砕分別ほか	可燃物(エコパーク あぼし) 資源物(民間資源 化) 不燃物(最終処分 場)	1,062 337 1,164 1,366 820 54 349		
												2,198	1,062
												698	337
												2,409	1,164
												2,824	1,366
												1,697	820
												112	54
												723	349
306	148												
資源物	複合	空カン類 空ビン類 ペットボトル 紙パック プラスチック製容器包装 ミックスペーパー 古紙類	再資源化	(最終処分場) 石倉最終処理立処分 場 横山最終埋立処分場 土岸最終埋立処分場 塩野最終埋立処分場 くれさかクリンセ ンター (民間資源化) (指定法人資源化) (指定法人資源化) (民間資源化) (指定法人資源化) (民間資源化) (指定法人資源化) (民間資源化)	471 2,274 347 54 2,619 2,250 1,660								
						623	471						
						3,010	2,274						
						459	347						
						72	54						
						3,466	2,619						
						2,978	2,250						
						2,198	1,660						
						資源物	複合	空カン類 空ビン類 ペットボトル 紙パック プラスチック製容器包装 ミックスペーパー 古紙類	再資源化	リサイクル	エコパークあぼし 家島リサイクルセン ター 民間資源化施設		
												623	471
3,010	2,274												
459	347												
72	54												
3,466	2,619												
2,978	2,250												
2,198	1,660												

表 3 別紙 廃棄物の具体的な分別区分

現状 (H23年)	
姫路市	
分別区分	廃棄物の種類
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 台所ごみその他燃えるごみ ● 靴、スリッパ、下駄、鞆、木くず、生花、貝殻、使い捨てライター、カセットテープ ● ビデオテープ、ぬいぐるみ、紙オムツ類、再生できない紙類 (カーボン紙等) ● C.D、MD
木製品類	<ul style="list-style-type: none"> ● 木製品類 (机、イス、ベッド、タンスなど) ● 木切れ、木箱、ふすま、よしず、木を主体とした複合製品
金属複合製品類	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車、スチール製品、金網類、長尺金属、金属扉、アイロン、電子レンジ、掃除機、ミシン、扇風機、ストーブ (油や電池を抜いて)、金属を主体とした複合品
プラスチック複合製品類	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック製のパイプ、ホース、ヘルメット、時計、照明器具などプラスチックを主体とした複合製品
ふとん・ジュエタン類	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷物、マットレス、毛布、ロープ、カーテン、ホットカーペット、地元で売却できない布類・衣類
空カン類	<ul style="list-style-type: none"> ● 空カン類
空ビン類	<ul style="list-style-type: none"> ● 空ビン類
ガラス・陶磁器類	<ul style="list-style-type: none"> ● 陶磁器類 (セトモノ) ・飲料や食品が入っていた空ビン以外のガラス類 ● 鏡、植木鉢、ベットの用砂、茶碗、團扇土砂、耐熱ガラス、板ガラス、乳白色ガラス、ガラスコップ
乾電池	<ul style="list-style-type: none"> ● 乾電池
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ● 「材質表示マーク」の付いたもの
紙バック	<ul style="list-style-type: none"> ● 500ml以上の紙バック (内側の茶色いものやアルミの膜ついているものを除く)
プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ● 袋類、トレイ類、ふた類、ボトル類、バック類、ネット類、ラップ類、緩衝材類 ● 「材質表示マーク」の付いたもの
ミックスペーパー	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙製容器包装と再生できる紙類
古紙類	<ul style="list-style-type: none"> ● 新聞、雑誌、ダンボール

今後 (H30年)	
分別区分	廃棄物の種類
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 台所ごみその他燃えるごみ ● 靴、スリッパ、下駄、鞆、木くず、生花、貝殻、使い捨てライター、カセットテープ ● ビデオテープ、ぬいぐるみ、紙オムツ類、再生できない紙類 (カーボン紙等) ● C.D、MD
木製品類	<ul style="list-style-type: none"> ● 木製品類 (机、イス、ベッド、タンスなど) ● 木切れ、木箱、ふすま、よしず、木を主体とした複合製品
金属複合製品類	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車、スチール製品、金網類、長尺金属、金属扉、アイロン、電子レンジ、掃除機、ミシン、扇風機、ストーブ (油や電池を抜いて)、金属を主体とした複合品
プラスチック複合製品類	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック製のパイプ、ホース、ヘルメット、時計、照明器具などプラスチックを主体とした複合製品
ふとん・ジュエタン類	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷物、マットレス、毛布、ロープ、カーテン、ホットカーペット、地元で売却できない布類・衣類
空カン類	<ul style="list-style-type: none"> ● 空カン類
空ビン類	<ul style="list-style-type: none"> ● 空ビン類
ガラス・陶磁器類	<ul style="list-style-type: none"> ● 陶磁器類 (セトモノ) ・飲料や食品が入っていた空ビン以外のガラス類 ● 鏡、植木鉢、ベットの用砂、茶碗、團扇土砂、耐熱ガラス、板ガラス、乳白色ガラス、ガラスコップ
乾電池	<ul style="list-style-type: none"> ● 乾電池
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ● 「材質表示マーク」の付いたもの
紙バック	<ul style="list-style-type: none"> ● 500ml以上の紙バック (内側の茶色いものやアルミの膜ついているものを除く)
プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ● 袋類、トレイ類、ふた類、ボトル類、バック類、ネット類、ラップ類、緩衝材類 ● 「材質表示マーク」の付いたもの
ミックスペーパー	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙製容器包装と再生できる紙類
古紙類	<ul style="list-style-type: none"> ● 新聞、雑誌、ダンボール

(3) 処理施設等の整備

(ア) 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表－4のとおり必要な施設整備を行う。

表－4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	汚泥再生処理センター	汚泥再生処理センター整備事業	60 k L/日	姫路市飾磨区英賀甲1922番地	平成25年度から平成27年度

※現有処理施設の概要を、添付1に示す。

(整備理由)

事業番号1 処理施設の老朽化やし尿、浄化槽汚泥の減少のため汚泥再生処理センターとして整備する。処理汚泥は、本市ごみ焼却場で助燃剤として活用する。

(イ) 浄化槽の整備

浄化槽の整備については、表－5のとおり行う。

表－5 浄化槽の整備計画

事業番号	事業	整備済み基数 (平成23年度末)	整備計画基数	整備計画人口 (人)	事業期間
3	浄化槽設置整備事業	956	110	268	平成25年度から平成29年度

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備事業に先立ち、表－6のとおり計画支援事業を行う。

表－6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1 1	汚泥再生処理センター整備事業(事業番号1)に係る設計業務	測量、地質調査、実施設計他	平成25年度

(5) その他の施策

ごみに関する施策の体系は図-5のとおりである。この内、その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。(以下タイトル番号は、図-5と整合させている。)

(iii) 循環型廃棄物処理システムの構築

(a) 収集・運搬体制の充実

基本施策	施策の内容
1) 効率的な分別収集体制の確立	<ul style="list-style-type: none">・エコパークあぼしの稼働後、顕在化した収集業務の非効率を解消するため、直營業務においては担当地区の見直し等により、収集作業の一層の効率化を図ります。・民間活力を利用した収集業務の拡大を図るため、民間業者への委託化を進めます。
2) 収集作業の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">・労働安全や交通安全等に関する研修会の実施により、職員の安全意識を高揚し、収集作業における事故防止に努めます。
3) 市民ニーズに対応した収集サービスの実施	<ul style="list-style-type: none">・市民との直接の接点である職員が収集作業の現場において市民のニーズを可能な限り把握し、収集サービスの向上に努めます。・高齢者や身体障害者のため、居宅の軒先からごみを回収する等の新たな収集サービスの導入を検討します。
4) 環境負荷の少ない収集車両の導入	<ul style="list-style-type: none">・ハイブリッドのほか、天然ガスやBDF（バイオディーゼル燃料）を燃料に利用した環境負荷の少ない収集車両の導入を継続します。・天然ガスの代替として生ごみや下水汚泥等から精製したメタンガスを燃料に利用するなどの環境負荷の少ない収集車両に関する情報収集に努めます。

(b) 循環型社会の構築に適した中間処理計画の推進

基本施策	施策の内容
1) 既存施設の維持管理の徹底	<ul style="list-style-type: none">・エコパークあぼし、市川美化センターでは、維持管理の徹底と適切な運転により、適正かつ安定的なごみ処理に努めます。・エコパークあぼし、市川美化センターでは、周辺環境への影響について監視を行うため、環境モニタリング等の調査を実施し、その結果を公表します。・安定的なごみ処理と発電量の確保のため、エコパークあぼしを効率的に運転する方策を検討します。
2) 新技術の情報収集と次期施設の整備計画	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化防止の観点から、バイオガスプラントや高効率発電技術、熱輸送技術等のエネルギーの有効利用技術等、次世代を支える新しい技術に関する情報収集に努めます。・市川美化センターの老朽化に伴い、早期に次期施設の整備計画を検討します。
3) 廃家電等の資源化の促進	<ul style="list-style-type: none">・廃家電やパソコンの資源化がより円滑に進められるよう、引き続き市民への啓発を行うほか、小型家電の資源化についても将来的な取り組みを検討していきます。・廃家電のリサイクル費用を拡大生産者責任に基づき製品価格に上乗せすることや引き取った廃家電の不正処理の防止を国に要請していきます。
4) 適正処理が困難な廃棄物への対応	<ul style="list-style-type: none">・市民に対して、収集車両の火災、破碎施設の爆発等の事故の原因となる適正処理が困難な廃棄物の処理方法を周知し、事故の未然防止に努めます。・適正処理が困難な廃棄物については販売店やメーカーを含め、民間活力を利用した処理システムの構築に努めます。

(c)最終処分場の安定的な確保

基本施策	施策の内容
□最終処分場の安定的な確保	・エコパークあぼしで発生した溶融物のスラグ・メタルの資源化を推進し、最終処分量を削減します。
	・焼却残渣の最終処分量を削減するため、市川美化センターの焼却残渣の資源化を検討するとともに、エコパークあぼしを効率的に運転する方策を検討します。
	・既存最終処分場の延命化を図るとともに、次期最終処分場の確保について計画的に進めていきます。 ・公共関与による広域的最終処分場の確保を国・県へ要請していきます。

(d)長期的な処理体制の検討

基本施策	施策の内容
□長期的な処理体制の検討	・旧夢前町域、旧香寺町域、旧安富町域の可燃ごみと粗大ごみは、当分の間、各一部事務組合での処理を継続しますが、長期的な視点に立ちつつ、費用対効果の観点から、早期に処理体制の見直しを検討します。

(e)災害時のごみ処理対策

基本施策	施策の内容
□災害時のごみ処理対策	・地震や台風等による大規模災害の発生時には、姫路市災害廃棄物処理計画等に基づき適切に対処します。 ・大規模災害により発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、他都市との連携・協力を強化します。 ・大規模災害発生時には、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定に基づき、県内市町間の相互支援に努めます。 ・災害の発生に備えた事前の体制を整えます。

(f)きれいなまちづくりの推進

基本施策	施策の内容
1) 不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none">・ごみステーションや不法投棄多発場所等のパトロールを継続します。・不法投棄の行為者に対しては、投棄物の早期撤去を指導するなど、厳正な対処に努めます。
2) ごみのポイ捨て防止と美化啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">・市民や各種団体等と連携し、「ふるさと美化運動」や「まちかど100mクリーンアクション」の拡大を図ります。・「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」に基づき、まちの美化の一層の推進を図ります。
3) イベントごみの減量化・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none">・「ひめじ環境フェスティバル」等のごみを出さないイベントとして開催することにより、市民のごみに関する意識の高揚を図ります。・ごみを出さないイベントを浸透させるため、イベントごみ減量マニュアルを作成した上で、各種イベントの主催者と調整し、ごみを出さないイベントの実施を促します。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

姫路市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、兵庫県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

5 添 付 資 料

(循環型社会形成推進地域計画)

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1 (平成24年度)

1 地域の概要

(1)地域名	兵庫県 姫路地域	(2)地域内人口	544,253 人	(3)地域面積	534.43 km ²
(4)構成市町村等名	姫路市	(5)地域の要件	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日： 年 月 日 設立、認可予定				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)						目 標
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成30年度	
人口 (人)	543,925	544,322	544,191	544,293	544,253	527,135	
事業所数 (所)	27,026	27,389	27,574	27,757	27,940	29,221	
排出量	事業系 総排出量 (トン)	75,131	71,255	69,370	63,675	65,612	60,036 (H23比 -8.5%)
	1 事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	2.78	2.60	2.51	2.29	2.35	2.05 (H23比 -12.8%)
	家庭系 総排出量 (トン)	124,196	118,499	115,153	112,836	114,504	101,705 (H23比 -11.2%)
	1 人当たりの排出量 (kg/人)	193	186	183	182	187	175 (H23比 -6.4%)
公共系 まち美化ごみ排出量	6,502	5,775	5,092	9,752	4,555	4,387 (H23比 -3.7%)	
合計 事業系家庭系排出量合計 (トン)	205,829	195,528	189,615	186,264	184,671	166,128 (H23比 -10.0%)	
再生利用量	集団回収量 (古紙類) (トン)	17,774	14,675	12,466	9,865	7,745	5,852 (3.1%)
	直接資源化量 (トン)	10,851	9,053	7,576	6,183	5,556	4,197 (2.2%)
	処理後再生利用量 (トン)	20,315	19,154	18,683	21,796	25,019	22,689 (12.1%)
	事業系資源物 (事業者独自の資源化) (トン)	14,744	14,434	13,318	13,498	13,371	15,612 (8.3%)
	総資源化量 (トン)	63,684	57,316	52,043	51,342	51,691	48,350 (25.8%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)	7,763	7,595	7,461	43,971	48,417	49,787 MWh (H23比 2.8%)
	市川美化センター (年間の発電電力量 MWh)	7,763	7,595	7,461	4,734	6,164	3,882 MWh (H23比 -37.0%)
	エコパークあぼし (年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	39,237	42,253	45,905 MWh (H23比 8.6%)
中間処理による減量化量	146,361	141,308	137,830	138,550	137,424	125,676	
最終処分量	28,301	26,014	25,527	19,734	16,673	13,566	

注1) ごみ量及び割合は四捨五入した値であるため、合計が合わない場合がある。
 注2) 集団回収量 = 集団回収量 (古紙類) + 事業系資源物 (許可業者による資源物回収量 + 店頭回収量)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容				備考		
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式		施設竣工予定年月	処理能力(単位)
熱回収施設	姫路市	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ炉)	有	330ト/日	H4.3					市川美化センター	
熱回収施設	姫路市	全連続燃焼式直燃式炉(シャフト炉)	有	402ト/日	H22.3					エコパークあぼし	
マテリアルリサイクル推進施設	姫路市	破砕、選別、圧縮、梱包、保管	有	100ト/日	H22.3					エコパークあぼし	
し尿処理施設	姫路市	湿式酸化処理+活性炭処理方式	有	200kL/日	S54.3	H28.10廃止予定	老朽化による。			市川衛生センター	
し尿処理施設	姫路市	希釈放流処理方式	有	120kL/日	S61.3	H25.10廃止予定	老朽化による。			中部衛生センター	
し尿処理施設	姫路市	希釈放流処理方式	有	14kL/日	H2.9					家高衛生センター	
し尿処理施設	中播衛生施設事務組合	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷生物脱窒素方式+活性炭吸着	有	95kL/日	H8.3					中播衛生センター	
汚泥再生処理センター	姫路市					H26～H27更新	老朽化処理量減少、資源化(助燃剤)	固液分離処理方式(下水道放流)	H28.3竣工予定	60kL/日	新中部衛生センター

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付。(添付資料参照)

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状					目標
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総人口	543,925	544,322	544,191	544,293	544,253	527,135
公共下水道	449,850	461,518	464,710	466,737	472,889	474,424
農業・漁業集落排水施設等	82.7%	84.8%	85.4%	85.8%	86.9%	90.0%
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	14,165	14,317	14,248	14,011	13,762	10,114
汚水衛生処理人口	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.5%	1.9%
コミュニティ・プラント	19,181	19,115	18,925	18,770	18,641	16,858
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.5%	3.5%	3.5%	3.4%	3.4%	3.2%
合併処理浄化槽等	16,670	12,254	12,102	11,937	6,946	6,767
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.1%	2.3%	2.2%	2.2%	1.3%	1.3%
未処理人口	44,059	37,118	34,206	32,838	32,015	18,972
汚水衛生未処理人口						

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	姫路市	956	2,332	H元・5月	110	268	平成30年度

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2 (平成24年度)

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)				交付対象事業費(千円)				備考			
				開始	終了	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度		平成 28年度	平成 29年度	
〇し尿処理に関する事業						3,340,000	240,000	1,290,000	1,810,000	0	0	2,120,000	0	850,000	1,270,000	0	0
汚泥再生処理センター整備事業	1	姫路市	60kl/日	H25	H27	3,340,000	240,000	1,290,000	1,810,000	0	0	2,120,000	0	850,000	1,270,000	0	0
〇浄化槽に関する事業						55,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	36,520	7,304	7,304	7,304	7,304	7,304
浄化槽設置整備事業	3	姫路市	105基	H25	H29	52,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	34,860	6,972	6,972	6,972	6,972	6,972
離島振興事業		姫路市	5基	H25	H29	2,500	500	500	500	500	500	1,660	332	332	332	332	332
〇施設整備に関する計画支援に関する事業						50,000	50,000	0	0	0	0	50,000	50,000	0	0	0	0
事業番号1に対する計画支援事業	11	姫路市		H25	H25	50,000	50,000	0	0	0	0	50,000	50,000	0	0	0	0
合計						3,445,000	301,000	1,301,000	1,821,000	11,000	11,000	2,206,520	57,304	857,304	1,277,304	7,304	7,304

地域の循環型社会形成推進に向けた施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	年度					備考	
					開始	終了		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
「ごみ」をつくらない、出さない社会づくり	101	(1) 「ごみ」をつくらない、出さない行動への誘導	1) 啓発・情報提供活動の充実 2) 発生抑制行動に対する支援の充実 3) 環境教育・学習の充実 4) 市民活動の拠点の充実	姫路市	H25	H29								
	102	(2) 市民・事業者・市のパートナーシップによる取り組みの展開	1) マイバッグ持参等環境配慮型販売の浸透 2) 環境教育・学習プログラムの整備	姫路市	H25	H29								
	103	(3) 環境に配慮した事業活動の浸透	1) 「レジ袋削減推進協議会」参加事業者数の拡大 2) 環境マネジメントシステムの導入促進	姫路市	H25	H29								
多様な資源化の仕組みづくり	104	(1) 家庭系ごみの資源化の推進	1) 分別排出の徹底 2) 分別収集の拡充 3) 資源化に関する情報提供の充実 4) 集団回収等地域の自主的な取り組みの活性化 5) 店頭回収・拠点回収の拡充 6) 地域でごみを管理する仕組みづくり 7) 生ごみ堆肥化の取り組みへの支援制度の充実	姫路市	H25	H29								
	105	(2) 事業系ごみの資源化の推進	1) 排出事業者責任の浸透 2) 分別排出の浸透 3) 事業系ごみ資源化情報の提供 4) 市の処理施設への搬入時の監視体制の強化 5) 多量排出事業所に対する減量指導体制の整備 6) 食品廃棄物等の有機系廃棄物の資源化の促進 7) 事業系ごみに対する指導体制の強化 8) ごみ処理費用負担の適正化	姫路市	H25	H29								
	106	(3) 市の公共施設における率先行動の充実	<input type="checkbox"/> 公共施設における率先行動の充実	姫路市	H25	H29								
	107	(4) リサイクルの「環」の安定化	1) 環境配慮型製品の普及啓発 2) リサイクル関連業者の情報把握	姫路市	H25	H29								
循環型廃棄物処理システムの構築	108	(1) 収集・運搬体制の充実	1) 効率的な分別収集体制の確立 2) 収集作業の安全性の確保 3) 市民ニーズに対応した収集サービスの実施 4) 環境負荷の少ない収集車両の導入	姫路市	H25	H29								
	109	(2) 循環型社会の構築に適した中間処理計画の推進	1) 既存施設の維持管理の徹底 2) 新技術の情報収集と次期施設の整備計画 3) 廃家電等の資源化の促進 4) 適正処理が困難な廃棄物への対応	姫路市	H25	H29								
	110	(3) 最終処分場の安定的な確保	<input type="checkbox"/> 最終処分場の安定的な確保	姫路市	H25	H29								
	111	(4) 長期的な処理体制の検討	<input type="checkbox"/> 長期的な処理体制の検討	姫路市	H25	H29								
	112	(5) 災害時のごみ処理対策	<input type="checkbox"/> 災害時のごみ処理対策	姫路市	H25	H29								
	113	(6) きれいなまちづくりの推進	1) 不法投棄の防止 2) ごみのポイ捨て防止と美化啓発の推進 3) イベントごみの減量化・資源化の推進	姫路市	H25	H29								

続き

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否						備考	
					開始	終了		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
処理施設整備に関するもの	1	汚泥再生処理センター	中部衛生センター建替事業	姫路市	H25	H27	○							
									建設工事					
処理施設整備に関するもの	3	浄化槽設置整備事業	河川等の水質を保全するため、生活排水処理計画に基づき合併処理浄化槽の整備を進める。	姫路市	H25	H29	○							
									継続実施					
施設整備に係る計画支援に関するもの	11	1の計画支援	測量、地質調査、実施設計他	姫路市	H25	H25	○							
								委託						

施 設 概 要（し尿処理施設系）

都道府県名：兵 庫 県

(1) 事業主体名	姫路市
(2) 施設名称	汚泥再生処理センター（新中部衛生センター）
(3) 工 期	平成 25 年度 ～ 平成 27 年度
(4) 施設規模	処理能力 60 kL/日
(5) 型式及び処理方式	固液分離（下水道放流）
(6) 地域計画内の役割	新衛生センターは、既存施設である市川衛生センター及び中部衛生センターの統合施設である。し尿浄化槽汚泥を効率的に処理し、資源回収を行う。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	無

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	浄化槽汚泥とし尿を全量脱水し、脱水汚泥を焼却施設の助燃剤として使用する。固液分離後脱水し、汚泥含水率を70%以下にする。
(9) 資源化物の利用計画	脱水汚泥は、本市ごみ焼却場で助燃剤として活用する。

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び面積	
(11) 計画地域の性格	

(12) 事業計画額	3,340,000 千円
------------	--------------

施 設 概 要 (浄化槽系)

都道府県名：兵 庫 県

(1) 事業主体名	姫路市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、小型浄化槽を設置する個人に対して設置費の一部を補助するものである。
(4) 事業期間	平成25年度～平成29年度
(5) 事業対象地域の要件	〔浄化槽設置整備事業実施要綱〕 1 下水道法第4条第1項の認可又は第25条の3第1項の認可を受けた下水道事業計画区域外の地域 (1) 湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域 (2) 水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域 (3) 水道水源の流域 (4) 水質汚濁の著しい閉鎖性水域 (5) 水質汚濁の著しい都市内中小河川流域 (6) 自然公園等で優れた自然環境を有する地域 (7) 上記と同等以上に雑排水対策の必要な地域 2 下水道の整備が当分の間（7年間）見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域又は水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域 3 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第5条に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備区域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 36,520 千円 (整備人口268人分)

事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

人槽区分	交付対象基数 (268 人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	110 基 (268 人分)	基	36,520,000	55,000,000	36,520,000
6～7人槽	基 (人分)	基			
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改 築	基	基			
計画策定調査費		基			
合 計	110 基 (268 人分)	基	36,520,000	55,000,000	36,520,000

計 画 支 援 概 要

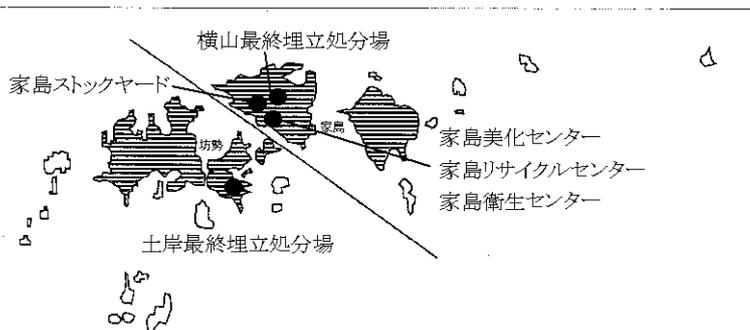
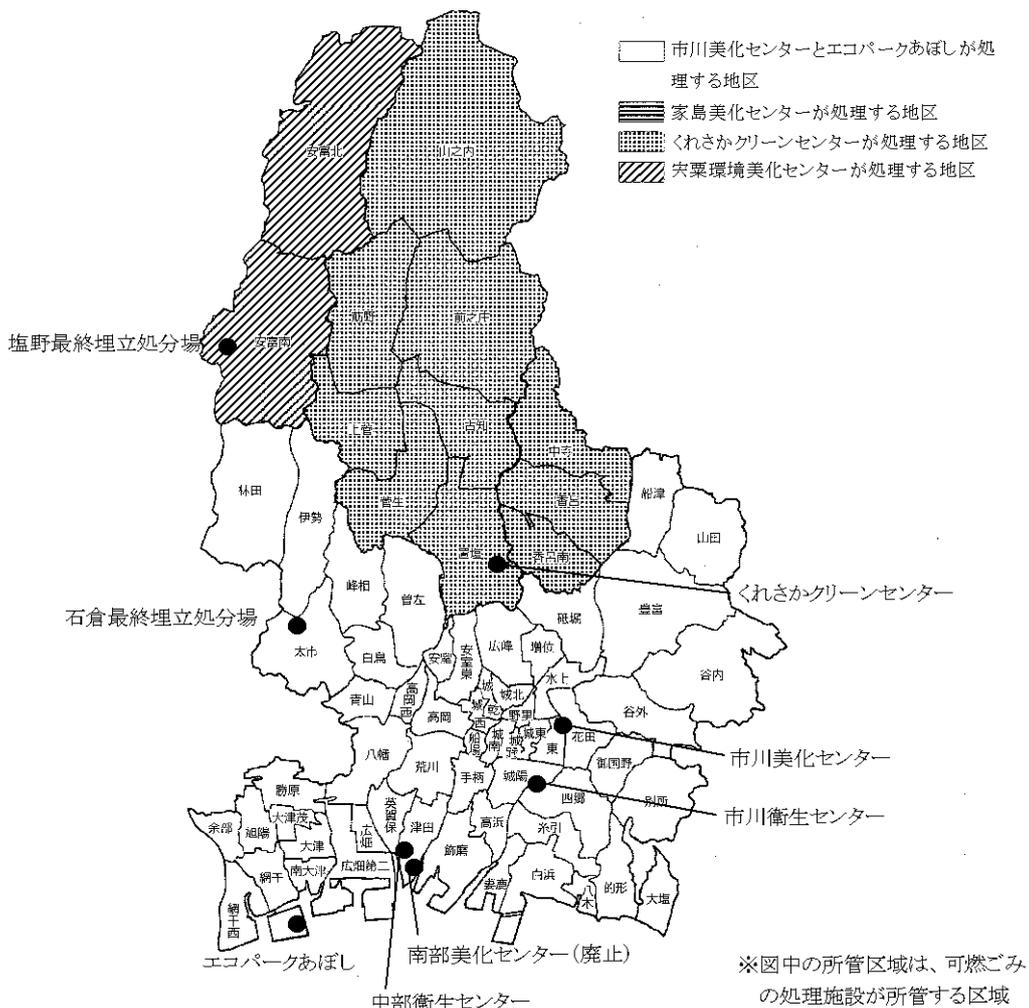
都道府県名： 兵 庫 県

(1) 事業主体名	姫路市
(2) 事業目的	汚泥再生処理センター整備のため
(3) 事業名称	汚泥再生処理センター整備事業（事業番号1）に係る設計業務
(4) 事業期間	平成25年度
(5) 事業概要	測量・地質調査 実施設計他
(6) 事業計画額	50,000 千円

現有処理施設状況

事業主体	現有施設名	種類	処理する廃棄物	処理能力	所在地	竣工年月
姫路市	市川美化センター	熱回収施設	一般廃棄物	330t/日	姫路市東郷町 1451-3	平成4年 3月
姫路市	エコパークあぼし	熱回収施設	一般廃棄物	402t/日	姫路市網干区 網干浜 4-1	平成22年 3月
姫路市	エコパークあぼし	リサイクルセンター	一般廃棄物	100t/日	姫路市網干区 網干浜 4-1	平成22年 3月
姫路市	中部衛生センター	し尿処理施設	一般廃棄物	120kl/日	姫路市飾磨区 英賀甲 1922	昭和61年 3月
姫路市	市川衛生センター	し尿処理施設	一般廃棄物	200kl/日	姫路市阿保甲 768	平成3年 3月
姫路市	家島衛生センター	し尿処理施設	一般廃棄物	14kl/日	姫路市家島町 宮 2144 番地 18	平成2年 9月
中播衛生施設事務組合	中播衛生センター	し尿処理施設	一般廃棄物	95kl/日	福崎町南田原 457	平成8年 3月

各処理施設等の位置図（平成 24 年度）



し尿処理施設等の位置図（平成 24 年度）

